

2020(令和2)年12月2日

株式会社アルトルイズム代理人  
弁護士 小川 松太郎 先生

特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444  
被害回復検討委員長 長田 淳

## 回答書

当会から株式会社アルトルイズムに対する申入れに対し、貴職より令和2年9月4日付の書面を頂戴しました。貴職からご質問いただいた事項について、下記のとおり回答させていただきます。

記

### 1 申入れの法的根拠について

当会は消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下、「法」といいます。）で規定されている特定適格消費者団体であり、多数の消費者に生じた財産的被害を回復するため、被害回復関係業務（法第65条1項）を行っております。

被害回復関係業務の具体的な内容として、法第65条2項1号により、被害回復裁判手続に関する業務を行うことが認められています。したがって、裁判手続に至る以前に当該事業者と被害回復に関する交渉を行い、消費者の財産的被害の集団的な回復に資する措置を当該事業者に求めることが可能であると解されます。

よって、当会から株式会社アルトルイズムに対する申入れは法第65条2項1号を根拠としております。

### 2 回答の公開の法的根拠について

令和2年8月11日付申入書において、株式会社アルトルイズムからの回答については、消費者契約法第27条に基づき公表する旨を記載しておりましたが、引用する条文を誤っておりました。大変失礼いたしました。

上記1のとおり、当会から株式会社アルトルイズムに対する申入れ等は被害回復関係業務として行っています。よって、株式会社アルトルイズムからの回答等を公表する法的根拠は法第65条2項3号及び法第82条となります。

法第65条2項3号では、被害回復裁判手続に関する業務に付随する消費者に対する情報提供も業務の1つとして認められています。そして、法第82条では、消費者の財産的回復に資するため、訴訟提起及び判決内容だけでなく、「その他必要な情報」についても提供に努めなければならないと規定されています。

したがって、消費者の財産的被害の集団的な回復に資する情報であれば、確定判決等に限定されることなく公表をすべきであると解されます。

### 3 不実告知について

貴職は、本件商品に関するウェブサイトの表示が消費者契約法4条1項1号の不実告知には該当しないと主張しておられます。

この点、本件商品について、消費者庁の株式会社アルトルイズムに対する措置命令及び課徴金納付命令では、本件商品を摂取することで白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていたが、株式会社アルトルイズムが提出した表示の裏付けとなる資料は、合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであったと認定しています。すなわち、本件商品を摂取することで白髪が艶のある黒髪となる効果が得られることは事実ではないと認定しています。

そして、本件商品を購入した消費者は、本件商品を摂取すると艶のある黒髪となる効果が得られると信じたからこそ本件商品を購入したのであって、この効果は本件商品の質に関するものであり、消費者が当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものといえます。

よって、本件商品に関するウェブサイトの表示には、重要事項について事実と異なることを告げるという不実告知があったと考えます。

以上

#### 《本件に関する問合せ先》

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 吉川、清水

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444